

川崎重工業健康保険組合 被扶養者認定基準

(目的)

第1条 この基準は、健康保険法（以下「法」という）第3条第7項の規定による被扶養者の認定について、法にもとづき厳正かつ公平に行うため、具体的事項を定めることを目的とする。

2 既に被扶養者として認定されている者の再審査・再認定の取扱いについても本基準を準用する。

(被扶養者の範囲)

第2条 被扶養者の範囲は次のとおりとする。

主として被保険者により生計を維持されている者であつて次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 被保険者の配偶者（内縁を含む）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
- (2) 被保険者と同一世帯に属する前号に掲げる者以外の三親等内の親族
- (3) 被保険者と同一世帯に属する内縁の配偶者の父母および子
- (4) 内縁の配偶者の死亡後も被保険者と同一世帯に属するその父母および子

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、被扶養者とししない。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による後期高齢者医療の被保険者及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない者
- (2) 健康保険の被保険者、日雇特例被保険者、船員保険の被保険者もしくは共済組合の組合員、またはその被保険者もしくは組合員の被扶養者
- (3) 被保険者以外に他の扶養義務者がいる場合において、社会通念上、被保険者が主たる扶養者でない者
- (4) 別世帯に属する前項(1)に該当する者であつて、被保険者からの送金が別世帯に属する者の生計費を下回っている者
- (5) 主として被保険者の収入により生計が維持されている実態を組合が確認できない者
- (6) その他組合が特段の理由をもとに不適切であると判断した者

(生計維持の定義)

第3条 「主として被保険者により生計を維持されている者」とは、被保険者が被扶養者の生活状況を日常的に把握し、被扶養者の生計費の半分以上を被保険者が常態として継続的に負担していることをいう。

(同一世帯の定義)

第4条 「同一世帯に属する」とは住居及び家計を共にする義であり、住居を共にすることは常態として継続的に同一家屋内において生活していることをいい、家計とは一家の生計を維持するために行なわれる家庭経済の単位をいう。

(収入額および収入の種類)

第5条 第2条に掲げる被扶養者の範囲に属する者で収入がある場合の認定は、年間収入130万円、月額収入108,300円未満（60歳以上および障害認定者は年間収入180万円、月額収入150,000円未満）を基準とする。

2 この基準でいう収入とは金銭、現物を問わないすべての収入の合計であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 勤労収入…パート、アルバイト、フリーター、内職収入など
- (2) 企業年金…厚生年金基金、税制的確年金、自社年金など
- (3) 公的年金…厚生年金、国民年金、共済年金、船員保険年金など
- (4) 恩給 …文官恩給、旧軍人恩給、旧軍人傷病年金、旧軍人遺族恩給など
- (5) 労働保険…雇用保険給付金、労災年金など
- (6) 社会保険…傷病手当金、出産手当金、健康保険組合の付加給付など
- (7) 事業収入…自営業者、農林水産業、畜産業など
- (8) その他 …通勤交通費、休業補償、不動産収入、利子・配当金、親族等からの仕送り・現物援助など

3 事業収入等事業を行う上で経費が発生する収入について、客観的な証憑が確認でき事業を行う上で最低限必要な直接的な経費と組合が認めたものであれば、これを控除した額により収入を判断する。

(被扶養者の帰属)

第6条 同一家族内に扶養能力のある者が2人以上いる場合、先順位による扶養義務、収入の多寡、家族内の地位等により家計の主体となる者を組合が判定し、原則としてその者に被扶養者を集中させる。

2 夫婦共同扶養の場合、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として、年間収入の多い方の被扶養者とする。年間収入とは、当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。ただし、前年度の状況から著しくかけ離れていると組合が推定した場合は、直近の収入等により年間収入を判断する場合がある。

3 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

4 夫婦の一方が共済組合の組合員であって、当該被扶養者に関し扶養手当またはこれに相当する手当の支給が行われている場合は、その支給を受けている者の被扶養者とする。

(扶養に関する事実の立証義務)

第7条 被保険者は法第197条2項の規定にもとづき、次の各号に掲げる扶養に関する事実を客観的な証憑をもって立証するものとする。

- (1) 審査・認定対象となる者との親族関係
- (2) 審査・認定対象となる者との生計維持関係（世帯・収入状況を含む）

2 被保険者を使用する事業主は法 197 条 1 項の規定にもとづき、被保険者にたいし前項の扶養に関する事実を立証する届出をさせ、組合の行う審査・認定に必要となる事務を行うものとする。

3 組合は法 197 条の規定にもとづき、扶養に関する事実の立証に疑義がある場合、扶養に関する事実が確認できるまで、被保険者および事業主にたいし報告を求め、追加して証憑を提出させることができる。

(被扶養者資格審査の放棄)

第 8 条 組合が提出または提示を要求する書類を、被保険者が正当な理由なく指定した期日までに提出もしくは提示しないとき、またはその他の方法によって組合が要求する事実確認の回答を拒否したときは、被保険者が認定対象者にかかわる資格の審査を受ける意思を放棄したものとみなし、審査の対象から外すものとする。

(認定の効力)

第 9 条 認定の効力は組合が被扶養者の要件を満たしていることを確認した日（以下「認定日」）から生じる。認定日は受付年月日を基準として組合が判定する。ただし、次の各号に掲げる者の認定日については、特段の理由があり、届出・証憑の提出が申請事由の生じた日以降すみやかに行われた場合に限り、遡及して判定することができる。

- (1) 申請事由が出生の子
- (2) 被保険者の資格取得時に被扶養者異動届が提出漏れであった者
- (3) その他雇用保険受給終了等年月日が確認できる添付書類がある者

(届出)

第 10 条 被保険者は被扶養者の住所もしくは氏名の変更があったときは、その都度、事業主を経由して（任意継続被保険者においては直接）組合に届け出なければならない。

2 被保険者は被扶養者の就職、婚姻、離婚、死亡、卒業等で扶養に関する事実が消滅したときは、遅滞なく、事業主を経由して（任意継続被保険者においては直接）被扶養者異動届を提出しなければならない。

(扶養実態確認調査)

第 11 条 組合は法施行規則第 50 条 1 項の規定にもとづき、毎年一定の期日を定め、被扶養者の実態を確認する調査を行い、確認に必要な書類を提出させることができる。

2 被保険者を雇用する事業主は法施行規則第 50 条 2 項の規定にもとづき、前項の調査を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。

3 被保険者は法施行規則第 50 条 3 項の規定にもとづき、前項の調査を求められたときは、遅滞なく、これを事業主（任意継続被保険者においては組合）に提出しなければならない。

(被扶養者資格の取消)

第12条 組合は被保険者が被扶養者の扶養に関する事実の申告をせず、もしくは虚偽の申告をし、不正に被扶養者の認定を受けたことが判明したときは、認定日に遡及して被扶養者の資格を取消することができる。

2 組合は前条に規定する調査等により被扶養者の要件を欠いている事実が判明したときは、認定日または要件を欠いている事実が発生した日に遡及して被扶養者の認定を取消することができる。

3 組合は前条に規定する確認に必要な書類を、被保険者が正当な理由なく指定した期日までに提出しないときは、認定日または過去の扶養に関する事実が確認できた日に遡及して被扶養者の認定を取消することができる。

4 組合は被扶養者の認定を取消した日以後に支給した保険給付等に要した費用があったときは、その全部または一部を返還させることができる。

(罰則)

第13条 組合は被保険者が正当な理由なく第7条1項の規定に違反して、申出をせず、もしくは虚偽の申出をし、届出をせず、もしくは虚偽の届出をし、または文書の提出を怠ったときは、法第217条の規定にもとづき罰則を適用することができる。

2 組合は被保険者を雇用する事業主が正当な理由なく第7条2項の規定に違反して、報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、文書の提示をせず、または法施行に必要な事務を行うことを怠ったときは、法第216条の規定にもとづき罰則を適用することができる。

(再審査)

第14条 被保険者は被扶養者の認定に関する決定に不服があるときは、認定の対象となることの妥当性を立証できる書類等を追加したうえ、事業主を経由して（任意継続被保険者においては直接）組合に再審査の請求をすることができる。

附 則

この基準は、平成28年3月1日から施行する。